

鳥取縣公報

條例

鳥取縣條例第五十四号

鳥取縣建築基準條例を次のように定める。

昭和二十五年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建築基準條例

第一章 総則

(目的)

第一條 この條例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号、以下「法」という。）第四十條及び第四十三條及び第八十三條の規定に基き、法に定めるものを除く外、建築物の敷地及び構造又は建築審査会に關して必要な事項を定めるを目的とする。

第二章 特殊建築物に対する制限

(木造の特殊建築物)

第二條 法第六條第一項第一号の規定に掲げる用途に供する木造の特殊建築物の屋根は、不燃材料で造り又はふかなければならない。

(公衆浴場等の煙突)

第三條 公衆浴場その他多量の燃料を使用する建築物の煙突は、高さ十五メートル以上としなければならない。

(特殊建築物の敷地と道路との關係)

第四條 都市計画区域内における法第三十五條の規定に掲げる建築物の主要出入口の面する側の敷地が接する道路は、有効幅員四メートル以上の道路とし、当該建築物の主要出入口の面する側の敷地が道路に接する部分の長さは、左の各号に定めるところによらなければならない。

昭和二十五年十二月十六日
外 土 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

一、学校、病院、百貨店、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、若しくは寄宿舎の用途に供する特殊建築物又は延べ面積(同一敷地内に二以上の棟をなす建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が千平方メートルをこえる建築物にあつては三メートル以上

二、劇場、映画館、演芸場、観覧場又は公会堂の用途に供する特殊建築物にあつては、当該建築物の敷地周囲の延長の六分の一以上

2 前項第二号に掲げる建築物の敷地には、その建築物の主要出入口の前面に、左の表に掲げる上欄のものはそれぞれ下欄に定める空地を設けなければならない。但し当該建築物の主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている場合で、高さ三、五メートル以上の空間があり且つ、左の各号に定める面積の廣場を有する場合にはこの限りでない。

客席の床面積の合計

幅	前	面	空	地
(間口)	—	—	—	(奥行)

五百平方メートル以上 八メートル以上 五メートル以上
 五百平方メートル未満 五メートル以上 三メートル以上
 二百平方メートル以上
 二百平方メートル未満 四メートル以上 二メートル以上
 (自動車車庫の敷地と道路との関係)

第五條 自動車車庫の床面積の合計が二十平方メートルをこえるものにおいては、左の各号の一に該当する道路に接する敷地に建築してはならない。但し交通の安全上支障がない場合においてはこの限りでない。

- 一、幅員六メートル未満の道路
- 二、道路の交叉点、曲角又は急坂
- 三、道路上に設ける電車停留所又は引返場、安全地帯、横断歩道、橋詰若しくは踏切から二十メートル以内の道路
- 四、公園、小学校、幼稚園その他これらに類する施設の主要出入口から二十メートル以内の道路
- 五、前各号に定めるものを除く外、交通上支障がある

と認めて知事が指定したものと

2 自動車車庫の敷地には、その建築物の前面に沿ひ、左の表に掲げる上欄のものは、それぞれ下欄に定める空地を設けなければならない。

床面積の合計 空地の長さ(奥行)

二十平方メートル以上 三メートル以上
 二十平方メートル未満 二メートル以上

3 前條第二項但し書の規定は、前項の規定に準用する。但しこの場合「三、五メートル以上」とあるは「四メートル以上」と読み替えるものとする。

第三章 建築審査会

(建築審査会の設置)

第六條 法第七十八條の規定により鳥取縣建築審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第七條 審査会は委員五名をもつて組織する。

(幹事及び書記)

第八條 審査会に委員の外幹事及び書記若干名を置き知

事が任免する。

2 幹事は会長の指揮を受け庶務を整理する。
 3 書記は上司の指揮を受け庶務に従事する。

(委員の報酬)

第九條 委員には審査会招集のつど報酬を支給する。但し公務員である委員には報酬を支給しない。

(報酬の額)

第十條 報酬の額は左のとおりとする。

会 長 一回に付 二百五十円
 委 員 同 二百円 五名

(費用弁償の額)

第十一條 審査会に出席した委員の費用弁償は、鳥取縣旅費支給條例(昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十二号)の例により支給する。

(会議の招集)

第十二條 会長は左の各号の一に該当する場合はすみやかに審査会を招集しなければならない。

一、法第四十六條第一項、第五十四條第一項及び第五

00883

十七條第二項の規定に基いて知事から同意を求められたとき
二、法第九十四條第一項の規定に基く異議の申立があつたとき
三、知事から諮問があつたとき
四、委員の半数以上から審査会に附議する事案を示して招集の請求があつたとき

2 会長が必要であると認める場合は随時審査会を招集することができる

3 会長は前各項の審査会の議長となる

4 会長は審査会を招集する場合は緊急止むを得ないときを除く外、あらかじめ議事事項及び期日を定めて開会の二日前までに委員に通知しなければならない。
(議事及び議決)

第十三條 審査会は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議録)

第十四條 会長は会議録を調整し会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には会長及び出席委員二名以上が署名捺印しなければならない。

(運営の細則)

第十五條 この條例に定めるもの、外議事運営に關し必要な事項は会長の決するところによる。

第四章 罰則

(罰則)

第十六條 第二條から第五條までの規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

附則

この條例は公布の日から施行する。

00887

◇鳥取縣條例第五十五号

鳥取縣建築代理業條例を次のように定める。

昭和二十五年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建築代理業條例

第一章 総則

(目的)

第一條 この條例は建築代理の業務を行う者の資格を定めて、その業務の適正を図りもつて建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で「建築代理」とは、他人の委任を受けて建築に關する法令に基く願、届若しくは手続の書類を作成し又は手続の代理をすることをいう。

2 この條例で「建築代理業者」(以下「代理業者」という。)とは、知事の登録を受けて建築代理を業とする者をいう。

建築設計若しくは施工を業とする者がその業務に附随

して前項の業務を行う場合はこれを業とする者とみなす。

3 この條例で「建築代理士」とは、知事の行う建築代理士資格試験(以下「試験」という。)に合格した者及び知事が認定した者をいう。

4 この條例で「業務管理者」とは、建築代理の業務を管理する建築代理士又は建築士をいう。

第二章 登録

(建築代理業者の登録)

第三條 代理業者になろうとする者は、事務所毎に知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は二年とする。

3 代理業者は事務所毎に業務管理者を置かなければならない。但し業務管理者を兼ねるときはこの限りでない。

(登録の申請)

第四條 前條の登録を受けようとする者は、様式第一号による登録申請書に履歴書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 業務管理者として、建築代理士又は建築士を使用するときは、前項の外当該建築代理士又は建築士の承諾書を添えなければならない。

3 法人の場合にあつては、前二項の外その定款の寫及び役員名簿を添えなければならない。

(欠格事由)

第五條 左の各号の一に該当する者は、代理業者になることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 第三十四條又は第二十五條の規定により、登録を取消されてから一年を経過しない者

四 建築物の建築に関し、犯罪又は不正の行爲があつた者で、建築代理の業務を行うに適しないと認められる者

(登録証の交付)

第六條 知事は第四條の申請があつたときは、建築代理業者名簿に、録し、様式第二号による登録証を交付す

る。

2 前項の登録証の交付を受けた者は、千五百円の登録手数料を縣に納付しなければならない。但し建築士についてば、五百円とする。

(登録証の書換及び再交付)

第七條 代理業者は、前條の登録証の記載事項に変更を生じたとき又は登録証を汚損し若しくは失つた場合は二十日以内にその事由を記載し、書換又は汚損の場合には登録証を添えて、知事にその書換又は再交付を申請しなければならない。

2 代理業者は、前項の規定によつて、登録証の再交付を申請した後、失つた登録証を発見したときは、五日以内にこれを知事に返還しなければならない。

3 第一項の申請をしようとする者は、二百円の登録証書換又は再交付手数料を縣に納付しなければならない。

第三章 試験

(建築代理士の資格)

第八條 左の各号の一に該当する者でなければ、建築代

理士になることができない。

一、第十條の規定による試験に合格した者

二、次のいずれかに該当する者で、知事が前号と同等以上の能力を有すると認定した者

イ 旧専門学校令による専門学校又はこれと同等以上の学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者

ロ 現に他縣において建築代理士の資格を有する者

(資格の欠格事由)

第九條 第五條各号の一に該当する者は、建築代理士になる資格を有しない。

(試験の施行)

第十條 知事は毎年少くとも一回建築代理士の資格試験を行う。

2 前項の試験は、建築代理の業務を行うため、必要な知

識及び技能について行う。

3 知事は、第一項の試験を行うときは、試験施行の日の三十日前までに、その日時、場所、科目、受験手続その他試験に関して必要な事項を告示する。

(受験資格)

第十一條 試験は第九條の規定に該当しない者で、左の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

一 旧中等学校令による中等学校又はこれと同等以上の学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

二 建築に関して三年以上の実務の経験を有する者

(受験申込及び手数料)

第十二條 試験を受けようとする者は、様式第三号による受験申込書に履歴書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の試験を受けようとする者又は第八條第一項第二

号の規定による認定を受けようとする者は、三百円の受驗又は認定手数料を縣に納付しなければならない。

3 前項の手数料は、これを納付した者が試験を受けなかつた場合においても還付しない。

(合格証の交付)

第十三條 知事は、第八條第一項に該当する者には、様式第四号による建築代理士合格証を交付する。

(名称の使用禁止)

第十四條 建築代理士でない者は、建築代理士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第四章 業務

(標札の掲示)

第十五條 代理業者は、その事務所の様式第五條による標札を掲げなければならない。

(報酬額の認可及び揭示)

第十六條 代理業者は、建築代理の業務に関して請求する報酬の額を定めて、知事の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも同様とする。

2 前項の報酬の額は、これを事務所内に掲示しなければならない。

(業務の表示行為)

第十七條 代理業者が建築代理の業務を行う場合においては、その書類に、業務管理者の記名及びなつ、印をしなければならない。但し書類の一部の変更については、記名なつ、印を省略することができる。

(業務執行についての遵守事項)

第十八條 代理業者、建築代理士及び建築士は、建築代理の業務執行について左の各号の事項を守らなければならない。

- 一 業務は誠実に行之、建築に関する法令に適合するように行ふこと
- 二 書類の作成に当つては、関係敷地の面積、地盤、周囲の状況その他書類の作成上必要な事項を、現地について調査すること
- 三 書類は事実に基いて正確明り、ように作成し且つ必

要なものに限ること

四 書類に関する関係行政庁の指示又は処分は、遅滞なく委任者に傳達し、迅速な実施に努めること

五 その他委任者と関係行政庁との誠意ある連絡に努めること

(帳簿の整備)

第十九條 代理業者は、様式第六号による帳簿を事務所

2 前項の帳簿は、その事件完結後二年間保存しなければならない。

建築代理の業務を廃止したときも同様とする。

3 代理業者の死亡により業務を廃止したときは、前項の規定は相続人に準用する。

(業務廃止の届出)

第二十條 代理業者がその業務を廃止したときは、十日以内に登録証を添えて、知事に届け出なければならない。

2 前條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(毎年の届出事項)

第二十一條 代理業者は、毎年十二月三十一日現在において、様式第七号による届書を、翌年一月十五日までに知事に提出しなければならない。

第五章 監督及び行政処分

(監督)

第二十二條 知事は、必要に応じ関係吏員に、代理業者の事務所に入り検査し、若しくは業務を監督させ又は代理業者に、監督上必要な報告書若しくは書類の提出を求めることができる。

2 前項の場合においては、関係吏員は様式第八号の証票を携帯し、その職務執行を受ける者の要求する場合には、これを提示しなければならない。

(登録及び合格の取消)

第二十三條 代理業者が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた者であることが判明したときは、知事は登録を取消しなければならない。第五條第二号又は第四号の規定に該当するに至つたときも同様とする。

2 建築代理士が虚偽又は不正の事実に基づいて、合格証の交付を受けた者であることが判明したときは、知事は合格を取消さなければならぬ。第九條の規定に該当するに至つたときも同様とする。

(懲戒)

第二十四條 代理業者が左の各号の一に該当するときは、知事は戒告を与え、六箇月以内の期間を定めて、業務の停止を命じ又は登録を取消すことができる。

- 一 この條例又は條例に基づく命令に違反したとき
- 二 第十六條により定められた額を超える報酬又は定められた以外の報酬を請求したとき
- 三 公安を害する行爲をしたとき
- 四 六箇月以上所在不明のとき

第六章 建築代理士資格試験委員

(試験委員)

第二十五條 第十條の試験を行うため、縣に建築代理士資格試験委員(以下「試験委員」という)を置く。

2 試験委員は、の吏員及び学識経験のある者のうちから、

知事が命じ又は委嘱する。

第七章 罰則

第二十六條 左の各号の一に該当する者は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條の登録を受けないで、建築代理の業務を行つて若しくは第十五條の標札を掲げた者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて、第三條の登録又は第十三條の規定による合格証の交付を受けた者
- 三 第二十四條第一項の規定による業務停止命令に違反した者

第二十七條 左の各号の一に該当する者は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條の規定に違反した者
- 二 第十六條の規定に違反した者
- 三 第十九條の規定による帳簿に虚偽の記載をした者
- 四 第二十二條の規定による関係吏員の立ち入り検査若しくは監査を拒み、報告書若しくは書類を提出せず又は虚偽の報告をした者

第二十八條 第七條第一項及び第二項、第十五條、第十九條又は第二十條の規定に違反した者は料金を科する。

第二十九條 この章の規定は法人である代理業者については、法人及びその代表者に適用する。

第八章 雜則

(手数料の納付方法)

第三十條 この條例で縣に納付する手数料は、知事の發する納額告知書により、これを納付しなければならぬ。

(施行規定)

第三十一條 この條例で定めるもの、外、條例の施行に關して必要な事項は知事が別に定める。

附則

第三十二條 この條例は、昭和二十六年一月一日から施行する。

第三十三條 昭和二十六年一月三十一日現在において、第十一條第一項第一号又は第二号に該当する者で、且つ建築代理に關して一年以上の実務の経験を有する者

で、知事の選考を受けて建築代理士となるにふさわしき知識及び技能を有すると認められる者は、第八條第一項の規定にかゝらず、第十三條の規定による合格証の交付を受けることができる。

第三十四條 前條の選考を受けようとする者は、昭和二十六年三月十日までに、知事に申請しなければならぬ。

第三十五條 第三十三條の選考は試験委員がこれを行う。

第三十六條 第三十三條の選考を受けようとする者は、三百円の選考手数料を縣に納付しなければならない。

様式第一号 (用紙規格B5)

建築代理業登録申請書

私は建築代理業の登録を受けたいので鳥取縣建築代理業條例第三條の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。
なお次の事項は眞実で且つ正確であることを誓約します。

ふりがな 氏名		年 月 日生
本 籍		
現 住 所		
事務所々在地		
事務所名称		
建築代理士合格証 交付年月日及び番 号		
業務管理者の氏名 及び建築代理士合 格証交付年月日及 び番号		
條例第五條に關す る 事 項	私は禁治産者でなく、準禁治産者でもありません。私は條例第二十三條第一項又は第二十四條第一項の規定によつて、建築代理業の登録を取り消されたことはありません。(あるときは取り消された年月日) 私は條例第二十四條第一項に規定する処罰を受け又は建築物の建築に關して罪を犯したことはありません。(あるときはその罪又は罰)	
一級建築士又は二 級建築士である場 合の記入欄	級建築士登録番号 級建築士登録 昭和 年 月 日	都道府縣名 第 号 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

氏 名 ㊦

鳥取縣知事 殿

様式第二号 (用紙規格B5)

登録番号第 号
建築代理業登録証

本 籍 氏 名
生 年 月 日

現 住 所

事務所々在地

事務所名称

業務管理者資格氏名

上記の者は建築代理業者名簿に登録済であることを証す。
昭和 年 月 日

鳥取縣知事 ㊦

様式第三号 (用紙規格B5)

建築代理士資格試験申込書

年 月 日実施される建築代理士の資格試験を受けたいので別紙関係書類を添えて申込します
なお次の事項は眞実で且つ正確であることを誓約します

氏 名	
生 年 月 日	
本 籍	
現 住 所	
受験に關して通知 を受けたい場所	
條例第九條に關 する事項	私は禁治産者でもなく準禁治産者でもありません。私は條例第二十四條第一項に規定する処罰を受け又は建築物の建築に關して罪を犯したことはありません。(あるときはその罪と罰)
昭和 年 月 日	
鳥取縣知事 殿	氏 名 ㊦

様式第四号

建築代理士合格証

合格証番号第 号
本 籍

氏 名
生 年 月 日

上記の者は建築代理業條例第八條第一項の規定に該当するにより
合格証を与える

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 印

様式第五号

登録番号第 号

建築代理業者 縣 印 氏 名

(法人の場合は法人名
及び代表者氏名)

縦 三〇
横 一〇

様式第六号

建築代理業

手続区分	基準法(確認、許可)	報酬額	住所氏名
受諾	年月日	位	地
申請	年月日	面	区分
届出	第 号		
確認通知	年月日	積	地
着工	年月日		
変更	年月日	積	地
完了	年月日		
完了	年月日	積	延べ
			%
			%

様式第七号

建築代理業者業務届

- 一 登録年月日
- 二 事務所々在地及びその名称
- 三 業務管理者氏名
- 四 使用する業務管理者以外の建築代理士氏名
- 五 受諾件数(十二三十一日までの一年間) 件

- 内
- 1 手続の代理をしたもの 件
 - 2 その他 件

右鳥取縣建築代理業條例第二十一條の規定により届け
ます

昭和 年 月 日
住 所

鳥取縣知事 殿
建築代理業者 氏 名 印

様式第八号 用紙 縦八糎 横六糎

(表)

第 号	職 氏 名
	建築代理業検査証
	鳥 取 縣 団

(裏)

建築代理業條例 抜

第二十二條 知事は必要に依り關係吏員に代理業者の事務所に入り検査し、若しくは業務を監査させ又は代理業者に監督上必要な報告書若しくは書類の提出を求めることが出来る。

2 前項の場合においては關係吏員は様式第八号の証票を携帯し、その職務の執行を受ける者の要求する場合にはこれを提示しなければならない。

◇鳥取縣條例第五十六号
鳥取縣建築士審議会委員並びに鳥取縣建築士選考委員会委員等給与條例を次のように定める。

昭和二十五年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建築士審議会委員並びに鳥取縣建築士選考委員会委員等給与條例

第一條 鳥取縣建築士審議会(以下「審議会」という)の委員並びに鳥取縣建築士選考委員会(以下「委員会」という)の委員の報酬費用弁償はこの條例の定めるところにより支給する。

第二條 各委員に対する報酬は別表による。

第三條 各委員に対する報酬費用弁償は審議会、委員会招集のつど支給する。

第四條 この條例に定めるものを除くの外報酬の支給については官吏俸給令を準用し、費用弁償については鳥取縣旅費支給條例を適用する。

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和二十五年十月一日から適用する。

別表

職 名	報酬一回に付
建築士審議会並選考委員会 の会長である委員	二五〇円
委員	一〇〇